

事業主の皆様へ

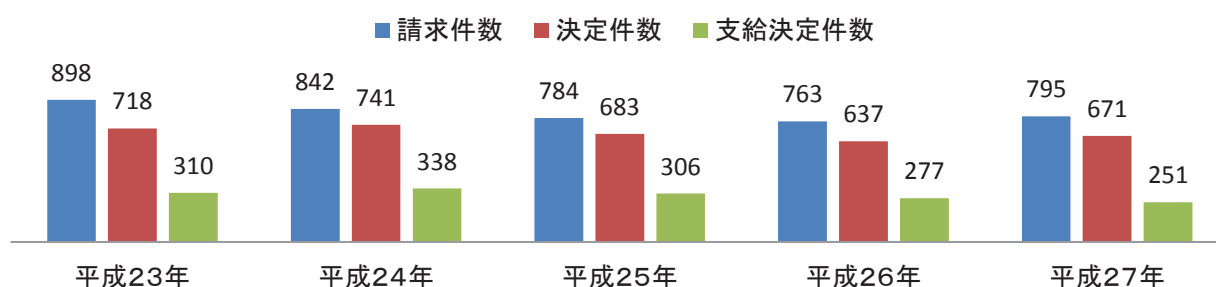
事業主は、時間外・休日労働時間が**1月当たり100時間**を超え、かつ、**疲労の蓄積が認められる**労働者に対して**医師による面接指導を行う**ことが必要です。

労働安全衛生法第66条の8

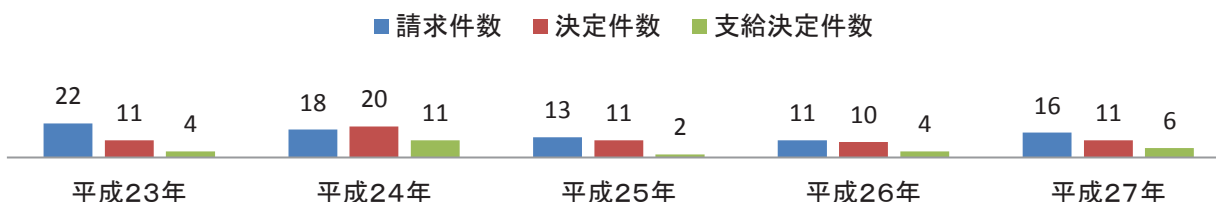
「過労死等」の脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

- 時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行う必要があります。
- 面接の申出期間は、期日から1か月以内とし、申出の手続をとった労働者を「疲労の蓄積があると認められる者」として取り扱うこととし、面接指導は要件に該当する労働者の申出により行います。
- 面接指導実施期間は、申出から1か月以内に行う必要があります。
- 1月100時間を超えなくても、1月80時間を超えるなど労働者より面接指導の申出があった場合は、面接指導を実施してください。

脳・心臓疾患の労災請求・決定件数(全国)



脳・心臓疾患の労災請求・決定件数(茨城)

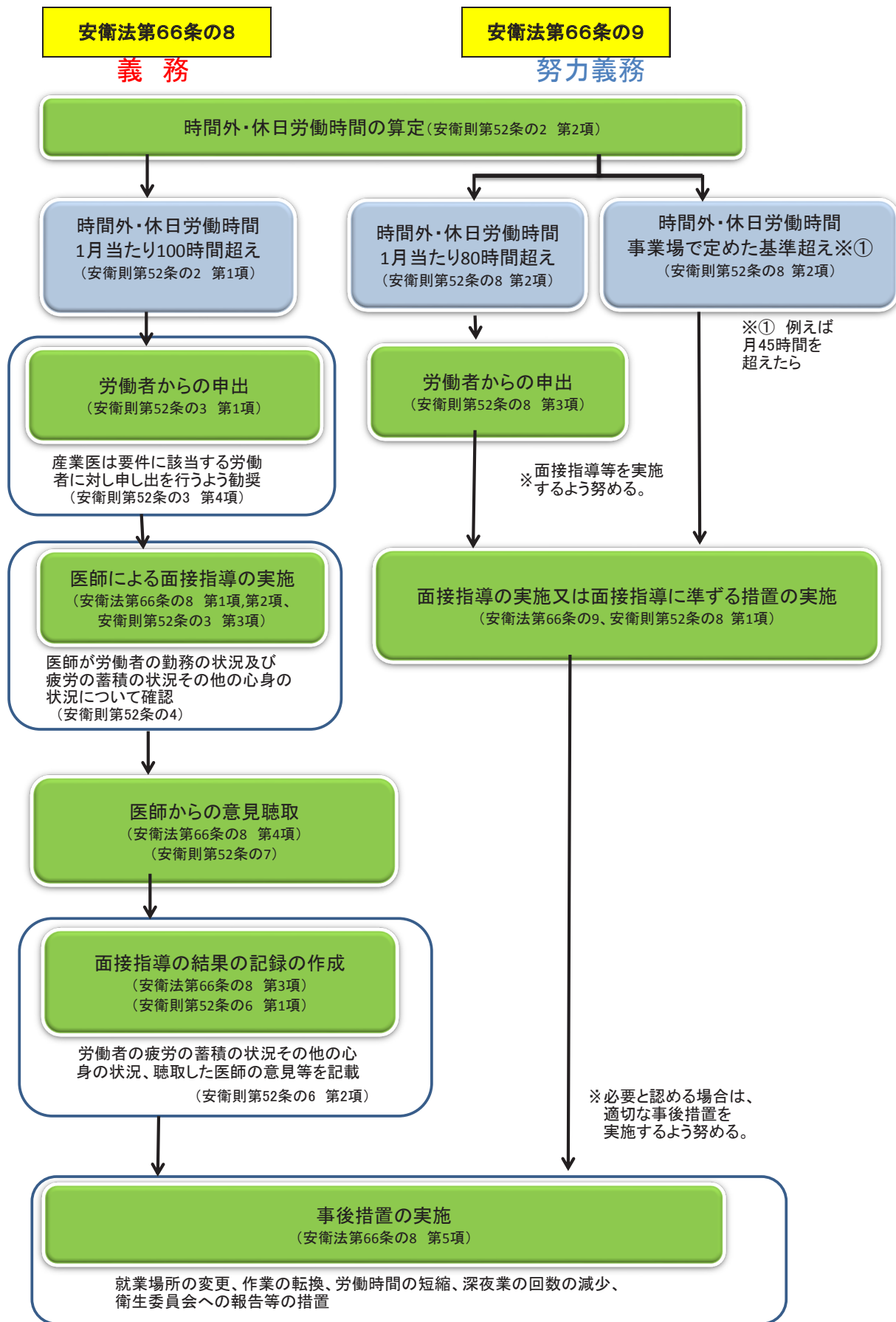


注：決定件数は、当該年度以前の請求も含めて、当該年度内に「業務上」又は「業務外」の決定を行った件数です。
支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定、労災補償がなされた件数です。

資料：厚生労働省報道発表資料「過労死等の労災補償状況」

- 産業医の選任義務のある事業場(労働者数が50人以上の規模の事業場)においては産業医が面接指導を行うこととなりますが、労働者数50人未満の規模の事業場については産業医の選任義務がないので、「**地域産業保健センター**」を活用して医師による面接指導を行うこととなります。
- 「**地域産業保健センター**」での面接指導は「**無料**」ですので、ご利用ください。

労働安全衛生法で定める長時間労働者に対する面接指導の流れ



働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！
茨城産業保健総合支援センター
TEL 029-300-1221